

# 学 則

令和7年4月1日施行

学校法人鬼木医療学園

国際鍼灸専門学校

# 国際鍼灸専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、あん摩マッサージ指圧術及びはり術並びにきゅう術の修得を希望する者に対し、必須の学科を授け、併せて学校教育法に基づき学校教育を施し、国民の保健衛生に寄与すると共に、国家社会に有為の人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、国際鍼灸専門学校という。

### (位置)

第3条 本校の位置を、東京都葛飾区立石6丁目36番7号に置く。

## 第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

### (課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜の別
医療専門 課程	本科(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)	3年	2学級 60名	180名	昼

2. 本科(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)については、省令で定める著しい視覚障害を有しない者の教育課程とする。但し、校長が認める場合は、この限りではない。
3. 本校に在学できる期間は、各学年次において2年を超えることができない。ただし、この期間に休学の期間は含まない。

### (学年及び学期の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで  
第2学期 9月1日から12月31日まで  
第3学期 1月1日から3月31日まで

## (休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月21日から1月6日まで
- (5) 春季休業 4月1日から4月5日と3月21日から3月31日まで
- (6) 開校記念日 4月12日

2. 校長は必要に応じ休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

## (年間必要授業日数)

第7条 本校の年間必要授業日数は、第5条の学年の終始期において、第6条第1項に規定する休業日を引いたものとする。

2. 校長による休業日の変更、追加が行われた際は年間必要授業日数も増減される。

## 第3章 教育課程、履修単位数、授業時数

### (教育課程、履修単位数、授業時数)

第8条 本校の教育課程、履修単位数及び授業時数は、別表1-1、別表1-2のとおりとする。

なお、単位の計算方法については、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。臨床実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

2. 前項に関しては、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部大臣(文部科学大臣)の指定を受けた学校又は厚生大臣(厚生労働大臣)の指定を受けた養成施設において既に履修した科目については、校長がこれを免除することができる。

3. 本校入学後に、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部大臣(文部科学大臣)の指定を受けた学校又は厚生大臣(厚生労働大臣)の指定を受けた養成施設において、基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者については、7単位を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

### (始業及び終業の時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻：午前9時30分、終業時刻：午後4時40分

2. 臨床実習等、校長が教育上必要と認めた場合は、上項の始業、終業時刻を変更することができる。

## 第4章 教職員組織

### (教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- |     |      |      |
|-----|------|------|
| (1) | 校長   | 1名   |
| (2) | 専任教員 | 8名以上 |
| (3) | 事務職員 | 3名以上 |

2. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

## 第5章 入学、休学、退学、除籍、卒業及び賞罰

### (入学資格)

第11条 本校に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

### (入学時期)

第12条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

### (入学手続、許可)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第22条に定める入学考査料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 入学試験の詳細は、別に定める。
- (4) 本校に入学を許可された者は、指定の期日までに第22条に定める入学金、施設充実費、授業料（前期分）及び実習費（前期分）を添え、手続をとらなければならない。
- (5) 入学を許可され者は、入学手続の際、所定の誓約書に保証人連署の上提出しなければならない。

### (休学、復学)

第14条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。
3. 休学期間中の授業料・実習費は半額とし、納入時期は第23条の規定に準じる。
4. 休学期間は通算2年を限度とする。
5. 復学の時期は、休学時の学年の1学期開始時からとする。

### (退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

### (除籍)

第16条 次の各号の一に該当する者に対し、校長は除籍することができる。

- (1) 第23条第1項の規定から正当な理由なく60日以上滞納した者
- (2) 第4条第3項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第14条第4項に規定する、休学期間を超えた者
- (4) 死亡または行方不明の届があった者
- (5) 学生本人及び保証人との連絡が取れない者

### (成績評価)

第17条 成績評価は、別に定めるところにより定期試験等を行い教育目標の達成度を評定するとともに、平素の学習状況及び出席状況等を総合的に判断し行うものとする。

### (進級・卒業の認定)

第18条 進級の認定は、定められた納付金の納入者と認められる者に対し、成績評価の結果をもって進級判定会議の議を経て校長が決定する。

2. 卒業の認定は、定められた納付金の納入者と認められる者で、各学年所定の課程を修了し、卒業を認定するための試験に合格した者に対して、卒業判定会議の議を経て校長が決定する。
3. 卒業と認定した者には、卒業証書を授与する。

### (称号の授与)

第19条 第18条により、医療専門課程本科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

### (ほう賞)

第20条 成績優秀にして、他の模範となる者には、ほう賞することがある。

### (懲戒)

第21条 学生が本学則または本校の定める諸規定を守らず、学生の本分に反する行為があった場合は懲戒処分を行うことがある。

2. 懲戒の種類は訓告、退学とする。

## 第6章 入学金、授業料等、その他

### (納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学考査料		25,000円
入学金	入学時納入	700,000円
施設充実費	入学時納入	300,000円
授業料	年額	1,020,000円
実習費	年額	100,000円

2. 前項に定められた納付金以外、これを徴収しない。

### (納入、納入の特例)

第23条 授業料・実習費は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から3月31日まで）に分け、各期の開始前の所定の期日までに納入しなければならない。

2. やむを得ない事由により授業料・実習費を延納・分納する者は、該当期の納入期限の日までに延納・分納願を提出し校長から許可を得なければならない。
3. 特別の理由がある場合には、別に定めるところにより納付金の全部または一部を減免することがある。

### (納入金の還付)

第24条 既納の入学金、施設充実費、授業料、実習費、入学考査料等の学費は、原則としてこれを返還しない。

### (健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

## 第7章 雑則

### (施行細則)

第26条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和7年度以降の入学者の学年別・教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数

学科名 本科(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)

	教育内容	認定規則 の単位数	授 業 科 目	講義・実習 の別	学 則							
					1 学 年		2 学 年		3 学 年		計	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	人文科学	講義	2	30					2	30
			社会科学	講義	2	30					2	30
			行動科学	講義	2	30					2	30
			健康科学	講義	2	30					2	30
			人間科学	講義	2	30					2	30
			自然科学	講義	2	30					2	30
			保健科学	講義	1	15					1	15
	運動科学	講義			1	15			1	15		
	小 計	14			13	195	1	15		14	210	
専門基礎分野	人体の構造と機能	12	解剖生理Ⅰ	講義	5	75					5	75
			解剖生理Ⅱ	講義	5	75					5	75
			解剖生理特講Ⅰ	講義					4	60	4	60
			解剖生理特講Ⅱ	講義					4	60	4	60
			運動学	講義					2	30	2	30
	疾病の成り立ちとその 予防及び回復の促進	12	病理学概論	講義			3	45			3	45
			臨床医学総論	講義			6	90			6	90
			臨床医学各論Ⅰ	講義			5	75			5	75
			臨床医学各論Ⅱ	講義					8	120	8	120
			リハビリテーション医学	講義					4	60	4	60
	保健医療福祉とあん摩 マッサージ指圧、はり、 きゅうの理念	3	関係法規	講義	1	15					1	15
医療概論			講義	2	30					2	30	
	小 計	27			17	255	14	210	22	330	53	795
専門分野	基礎あん摩マッサージ 指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	9	あん摩マッサージ指圧理論	講義	3	45					3	45
			はり・きゅう理論	講義			4	60			4	60
			東洋医学概論Ⅰ	講義	5	75					5	75
			東洋医学概論Ⅱ	講義			4	60			4	60
			経絡経穴概論Ⅰ	講義	4	60					4	60
			経絡経穴概論Ⅱ	講義			4	60			4	60
	臨床あん摩マッサージ 指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	15	経絡経穴特講	講義					2	30	2	30
			東洋医学臨床論Ⅰ	講義			3	45			3	45
			東洋医学臨床論Ⅱ	講義					7	105	7	105
			病態生理学	講義			4	60			4	60
			生体観察Ⅰ	講義	2	30					2	30
			生体観察Ⅱ	講義			4	60			4	60
	社会あん摩マッサージ 指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	社会あはき学	講義					2	30	2	30
	実 習	19	あま指基礎実技Ⅰ	実 習	6	180					6	180
			あま指基礎実技Ⅱ	実 習			3	90			3	90
			はりきゅう基礎実技	実 習	4	120					4	120
			はりきゅう応用実技Ⅰ	実 習			6	180			6	180
			あま指応用実技	実 習					3	90	3	90
			はりきゅう応用実技Ⅱ	実 習					3	90	3	90
	臨床実習	4	臨床実習Ⅰ	実 習	1	45					1	45
臨床実習Ⅱ			実 習			1	45			1	45	
臨床実習Ⅲ			実 習					2	90	2	90	
総合領域	10	東西医学入門	講義	1	15					1	15	
		東洋医学演習	講義					1	15	1	15	
		東西医学総合特講	講義					8	120	8	120	
	小 計	59			26	570	37	720	28	570	91	1860
合 計		100			56	1020	52	945	50	900	158	2865

※ はりきゅう応用実技Ⅰ(臨床実習前施術実技試験を含む)、行動科学(コミュニケーションを含む)、  
医療概論(社会保障制度、職業倫理含む)、東洋医学臨床論Ⅰ(あはき適応を含む)、東西医学入門(あはき史含む)